

## 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の基本的方針

特別養護老人ホーム緑の里  
ユニット型特別養護老人ホーム緑の里  
ケアハウス緑の里

### 1. 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の体制

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のために、担当者を定め、委員会を設置し、法人及び施設全体で取り組みます。

### 2. 平常時の対応

#### ①施設内の衛生管理

当法人では、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、施設内の衛生保持に努めます。また、手洗い場、うがい場、汚物処理室（介護保険施設、短期入所施設）の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃・消毒を定期的に行い、施設内の衛生管理、清潔の保持に努めます。

#### ②介護・看護ケアと感染症対策

介護・看護の場面では、職員の手洗い、うがいを徹底し必要に応じてマスクを着用します。また、血液・体液・排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処します。

利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

③外来者への衛生管理の周知徹底を図り、まん延防止を図ります。

### 3. 発生時の対応

万一、感染症及び食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順」に従い、感染の拡大を防ぐため下記の対応を図ります。

①「発生時状況の把握」 ②「まん延防止のための措置」 ③「有症者への対応」

④「関係機関との連携」 ⑤「行政への報告」

施設長は、次のような場合には迅速に市町村等の主管部局に報告するとともに、所轄の保健所への報告を行い発生時対応等の指示を仰ぎます。（報告書式は都道府県、市町村の指定様式とします。）

<報告が必要な場合>

ア) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合（累積ではない）

ウ) ア・イに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

<報告する内容>

ア) 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数 イ) 感染症又は食中毒が疑われる症状

ウ) 上記の利用者への対応や施設における対応状況等

## 4. 感染症・食中毒まん延防止に関する体制

### (1) 感染症対策委員会の設置

設置目的	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討するため、感染症対策委員会を設置します。
主な役割	ア、感染症予防対策及び発生時の対応の立案 イ、各指針・各マニュアル等の作成、見直し ウ、発生時における施設内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備 エ、利用者・職員の健康状態の把握と対応策 オ、新規利用者の感染症の既往の把握と対応策 カ、委託業者（清掃、調理等）への感染症及び食中毒まん延防止のための指針の周知徹底 キ、感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施（年2回以上） ク、各部署での感染対策実施状況の把握と評価
対策担当者	前田 幸子（看護長）
構成員	○特別養護老人ホーム緑の里 管理者、看護職員、生活相談員、介護支援専門員、栄養士、介護職員、医師（応状況） ○ユニット型特別養護老人ホーム緑の里 管理者、看護職員、生活相談員、介護支援専門員、栄養士、介護職員、医師（応状況） ○ケアハウス緑の里 管理者、生活相談員、栄養士 ○その他、当法人が運営する事業所の担当職員
開催日	定期的に3ヶ月に1回開催します。その他、必要な都度、開催します。
職員の健康管理	ア、直接介護に携わる職員（夜勤者）は年2回、他職員は年1回の健康診断を実施します。 インフルエンザの予防接種について、接種の意義、有効性、副作用の可能性等を職員へ十分に説明の上、同意を得て予防接種を行います。 イ、職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため完治まで適切な処置を講じます。

## 5. 感染症・食中毒まん延防止に関する職員教育

介護に携わる全ての従業員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り職員教育を行います。

①定期的な教育・研修(感染症、食中毒それぞれ年1回以上)の実施

②新任者に対する感染症対策研修の実施

③その他必要な教育・研修の実施

2018年4月1日一部改正

社会福祉法人三活会  
理事長 安河内 維仁